

令和 2 年度春～夏学期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	民事訴訟法応用 1	教員名（署名）	名津井吉裕
-------	-----------	---------	-------

問題 1 次の〔事例〕を読んで、〔設問〕(1)～(3)に答えなさい（配点 60 点）。なお、各設問は独立したものとして解答しなさい。

〔事例〕工作部品の販売業を営む X は、居宅に併設した工場で金属加工業を営む Y との間で長年取引を継続してきたところ、Y に納入した商品の代金 700 万円が未払いとなっており、X の督促にもかかわらず Y が入金しないため、Y に対し、700 万円の商品代金の支払を求める訴えを Y の住所地を管轄する P 地方裁判所に提起した（以下、「本訴」）。これに対し、Y は、X が納入した商品の不良が原因で機材が故障し、売上げが落ちるなどの損害を被ったとして、X に対し、不法行為を理由に 1000 万円の損害賠償を求める反訴を P 地方裁判所に提起した。

〔設問〕

- (1) Y は、本訴の訴求債権を受働債権、反訴の訴求債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出した。P 地方裁判所は、この相殺の抗弁をどのように扱うべきか。Y が他の裁判所に別訴を提起していた場合の扱いと比較しつつ、検討しなさい。
- (2) 〔事例〕と異なり、X は、Y に納入した商品が原因で 1000 万円もの損害が生じるはずがないとして、Y を被告として、Y が主張する X の不法行為に基づく損害賠償債務は 200 万円を超えては存在しないことの確認を求める訴えを Y の住所地を管轄する P 地方裁判所に提起したところ、Y は応訴して X の請求棄却を求める答弁をした（以下、「先行訴訟」）。先行訴訟の第 1 回弁論準備手続期日の終了後、Y が、X を被告として、X が納入した商品の不良が原因で機材が故障し、売上げが落ちるなどの損害を被ったとして、X に対し、不法行為に基づく 1000 万円の損害賠償を求める訴えを X の住所地を管轄する Q 地方裁判所に提起した（以下、「後行訴訟」）。後行訴訟の第 1 回口頭弁論期日において、X は、Y の訴えの不適法却下を求める旨の答弁をした。Q 地方裁判所が、X の主張を容れて後行訴訟を却下する際にはどのような理由を付すべきか。
- (3) (2) の事例において、Q 地方裁判所が XY 間の訴訟を後行訴訟において審判すべきものと考えた場合、先行訴訟および後行訴訟はどのように処理すべきか。

問題 2 次の〔事例〕を読んで、〔設問〕(1)～(2)に答えなさい（配点 40 点）。なお、各設問は独立したものとして解答しなさい。

〔事例〕X は、T 市街地の中心部に甲土地および同地上に鉄筋コンクリート造りの乙建物を所有し、スポーツ用品の販売等を行っていた。乙建物は 5 階建てであり、1 階から 3 階部分を店舗として使用し、4 階部分は倉庫、5 階部分は事務所として使用していた。X は、売れ

筋商品を厳選し、店舗の縮小を検討していたところ、Xの親戚であるYが、3階部分を使用して輸入雑貨店の開業を希望していることを知り、Yに3階部分の使用をもちかけたところ、YはXの申出に応じ、3階部分を改装して輸入雑貨店を開業した。

Yの開業から1年が経過した頃、スポーツ用品の売上げが急に回復したXは、Yに対し、3階部分の明渡しを求めたところ、Yはこれを拒絶した。そこで、Xは、所有権に基づき、乙建物3階部分の明渡しを求める訴訟をA地方裁判所に提起した（以下、「本件訴訟」）。

本件訴訟の弁論準備手続期日において、Yは、XとYの間には乙建物の3階部分について使用貸借契約が成立していると主張したところ、Xはこれを認めた。ところが、その後の口頭弁論期日において、Yは、本件占有部分の使用権限に関する従前の主張を改め、XとYの間には、賃料3万円、毎月末払いの賃貸借契約が成立していると主張したところ、Xはこれを否認した。

〔設問〕

- (1) 本件訴訟において、Xは、Yが主張した使用貸借契約の成立を認める旨の陳述をしている。この場合、裁判所は、Xの自白を理由に建物乙の使用貸借契約を認めることを前提とした判決をしなければならないか。
- (2) Yは、当初主張した使用貸借契約の成立を改め、賃貸借契約の成立を主張するに至った。Yによるこのような主張の変更の可否をめぐって対立する二つの見解を紹介し、裁判所がXの請求を棄却する際に必要な理由付けを検討しなさい。